

平成27年4月17日

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 石田三千雄 殿

国立大学法人徳島大学
理事(総務・財務担当) 阿部幸輔

未払超過勤務手当の支払い等についての団体交渉申し入れ
に対する回答について

貴職におかれましては、本学のために日々ご努力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年3月26日付けで団体交渉申し入れのありましたことについて、下記のとおり回答します。

なお、本来であれば団体交渉の場を設けて対応すべきところではありますが、年度初めの多忙な時期でもあり、案件の早期解決を図るため、文書での回答についてご了承くださるようお願いいたします。

今後において、今回のような勤務時間管理がないよう努めて参りますので、今後ともよろしくお願いたします。

記

1. [] に対し、平成25年4月から平成27年2月までの未払超過勤務手当 [] 時間分を支払う。
支払いは平成27年5月15日を予定し、支給額については本学の規定に基づき計算した額で支払う。
2. 全ての部署において適正な勤務時間管理を行うよう、再発防止のため以下の対策を講じる。
 - (1) 管理監督者である事務部各部課長等に対し、速やかに事務連絡協議会で適正な指導の徹底を要請し、併せて文書により周知を行う。
(具体的内容)
 - ① 昨今の業務量増加や突発的な事案への対応等によりやむを得ず「時間外労働(特別条項)に関する労使協定書」の上限時間を超えて時間外労働を命ずる必要がある場合は、人事課に相談のうえ、その命じた時間には適正に超過勤務手当を支給すること。
 - ② 長時間労働による健康障害防止のため、繁忙期においても時間外労働命令が深夜22時以降に及ばないよう特に配慮すること。
 - ③ 業務に支障の無い範囲で、定時退勤日(ノー残業デー)実施の徹底を図るなど、減り張りをつけた業務遂行に努め、また、所属職員の計画的な年次有給休暇の取得促進に努めること。
 - ④ 所属職員の業務量や業務遂行能力等の把握に努め、業務命令が特定の職員に偏らないよう配慮すること。
 - ⑤ 各部課において、業務の合理化・簡素化を図り、時間外労働の縮減に努めること。
 - (2) 管理監督者に対し、適正な労務管理についての認識を深めさせるため、勤務時間管理を含めた労務管理全般について、今後、研修会を企画し開催する。